別表七㈠付表五の記載要領第11号中「「投資の額の累計額　(3)」」を「「投資の額の累計額　(4)」」に改め、同第13号中「「前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額（前期以前の(6)の合計額）　(4)」」を「「前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額（前期以前の(7)の合計額）　(5)」」に改め、同号㋑中「「配　賦　投　資　額（この申告前の(27)－(26)）　(30)」」を「「配　賦　投　資　額（当初申告の(33)－(32)）　(36)」」に改め、同第四号中「「特例対象特定欠損金額に係る控除未済額（別表七(二)付表一「４」）　(7)」」を「「特例対象特定欠損金額に係る控除未済額（別表七(二)付表一「４」）　(8)」」に改め、同第五号中「「配　賦　投　資　額（この申告前の(27)－(26)）　(30)　の欄」を「「修正申告である場合」の各欄」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、既に当該通算法人の法第64条の７第９項の適用事業年度又は他の事業年度について法第64条の５第６項（損益通算）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「非特定超過控除対象額　(26)×(31)　(32)」及び「配賦前非特定法人の投資の超過控除対象額のうち当該通算額に対応する部分の金額　(26)×(18)/(19)　(33)」の金額として計算される金額を、それぞれ「当初申告の(32)」及び「当初申告の(33)」の金額として、当該各欄の金額を計算すること。

別表七㈢付表の表中

他の通算法人の所得金額差引計の合計額（別表十八「７の計」）－(1)	
他の通算法人の欠損金額差引計の合計額（別表十八「８の計」）	

を

他の通算法人の所得金額差引計の合計額（別表十八(一)「７の計」）－(1)	
他の通算法人の欠損金額差引計の合計額（別表十八(一)「８の計」）	

に、

他の通算法人のうち適用を受ける法人の控除対象欠損金額の合計額（別表十八「22の計」）－(8)	

を

他の通算法人のうち適用を受ける法人の控除対象欠損の合計額（別表十八(一)「24の計」）－(8)	

に改める。